

証券コード3173  
2023年6月7日

株 主 各 位

大阪府中央区南本町一丁目8番14号

株式会社 **Cominix**

代表取締役社長 柳川重昌

## 第74期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下各ウェブサイト「第74期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.cominix.jp/ir/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記ウェブサイトにアクセスして、当社名「Cominix」又は証券コード「3173」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁）にしたがいまして、2023年6月22日（木曜日）午後5時50分までに到着するよう議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時30分）
2. 場 所 大阪府大阪市中央区馬場町2番24号 KKRホテル大阪（3階 銀河の間）（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
  - 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件
  - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

以上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

※昨今の状況及び株主様全体の公平性の観点から、ご来場株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合  
(十分にご検討ください。)



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 株主総会開催日時

2023年6月23日(金曜日)  
午前10時 [受付開始: 午前9時30分]

### 事前行使のご案内

郵送により議決権を  
行使する場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

### 行使期限

2023年6月22日(木曜日)  
午後5時50分までに到着

インターネットによる  
議決権行使の場合



議決権行使サイトをご利用いただき【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照の上、賛否をご入力ください。

### 行使期限

2023年6月22日(木曜日)  
午後5時50分締切

### ●複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

議決権行使期限

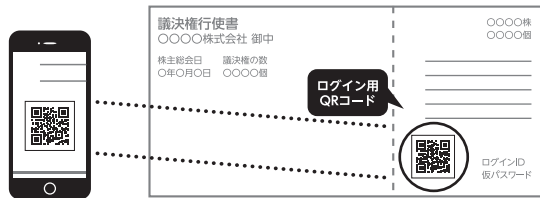
2023年6月22日（木曜日）  
午後5時50分締切

議決権行使サイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>

### QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

### ご注意事項

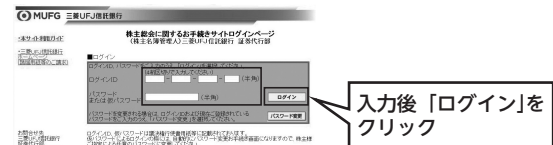
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様の負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

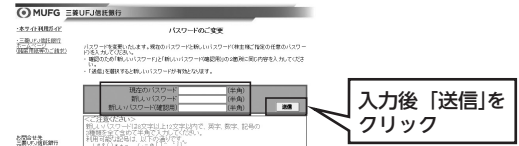
電話 0120-173-027（通話料無料）（受付時間 午前9時から午後9時まで）

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



新しいパスワードを登録。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の各種行動制限が段階的に緩和され、経済活動の正常化が進みました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の影響などによる原材料コストの上昇や金融資本市場の変動を発端とした円安進行による物価上昇など、依然として、製造業を中心に景気・経済への悪影響など先行きが見通せない状況が続いております。

また、世界経済においてもロシア・ウクライナ情勢の影響などによる資源・エネルギー価格の高騰に加え、世界的なインフレの進行抑制に対する欧米諸国での政策金利の引き上げに伴う大幅な為替変動など、世界経済の先行きの不透明感が増し、景気後退の懸念が深まる状況となっております。

当社はこのような不透明な事業環境下において、本年度よりスタートさせた新中長期計画に掲げた基本方針のとおり、「真の生産性向上に貢献する高度専門商社への変革」に取り組みました。

特に、戦略骨子として掲げた「収益性向上」としての商品粗利率の改善や、Cominixグループ全体でのグローバル展開を武器に海外マーケットの更なる開拓を進めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は28,853百万円（前連結会計年度比7.1%増）、営業利益は948百万円（前連結会計年度比42.9%増）、経常利益は1,054百万円（前連結会計年度比34.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は742百万円（前連結会計年度比16.4%減）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

#### <切削工具事業>

切削工具事業につきましては、主要販売先である自動車業界で世界的な半導体不足による生産調整が一段落し、生産台数は回復基調にあるものの、年度を通じて半導体等サプライチェーンの制約による生産変動の影響を受ける一年となりました。

このような厳しい状況のなか、当社は収益性向上の取り組みとして、主力商材及びオリジナル製品の販売拡大に加え、仕入コストの上昇を着実に製品販売価格へ転嫁しましたが売上高は低調に推移いたしました。その結果、売上高は16,499百万円（前連結会計年度比1.3%減）、セグメント利益は318百万円（前連結会計年度比103.2%増）と減収増益となりました。

#### <耐摩工具事業>

耐摩工具事業につきましては、成長分野であるEV関連、特に車載電池・バッテリーを中心に受注獲得に注力しましたが、主要販売先である製缶業界の設備投資案件の減少などにより主要顧客向けへの販売が低調に推移いたしました。その結果、売上高は2,571百万円（前連結会計年度比0.2%増）、セグメント利益は107百万円（前連結会計年度比31.3%減）と増収減益となりました。

#### <海外事業>

海外事業につきましては、中国でのゼロコロナ政策の撤廃後の混乱、米中の貿易摩擦など、先行きは不透明な状況ではあるものの、Cominixグループ全体でのグローバル展開を加速させた結果、中国や米国を中心に円安の影響も追い風となり売上高及びセグメント利益は堅調に推移いたしました。その結果、売上高は7,345百万円（前連結会計年度比30.8%増）、セグメント利益は442百万円（前連結会計年度比51.7%増）と増収増益となりました。

#### <光製品事業>

光製品事業につきましては、半導体不足の市況のなか積極的な在庫の確保による既存ビジネスの拡大に加えて、昨年度に事業譲受した画像処理ビジネスの進展に引き続き注力した結果、売上高及びセグメント利益は堅調に推移いたしました。その結果、売上高は1,728百万円（前連結会計年度比40.3%増）、セグメント利益は145百万円（前連結会計年度比98.4%増）と増収増益となりました。

### <eコマース事業>

eコマース事業につきましては、切削工具のプロサイトとして他社ECサイトとの差別化に注力し、取り扱い商品の充実、SNS等を利用した各種プロモーション、顧客ニーズに合わせたサイト改修など、業績拡大に向けての基盤づくりを積極的に展開しましたが、現時点では基盤づくりのための投資フェーズでもあることから、売上高、セグメント利益共に低調に推移いたしました。その結果、売上高は25百万円（前連結会計年度比160.1%増）、セグメント損失は86百万円（前連結会計年度は64百万円のセグメント損失）と増収減益となりました。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は237百万円であり、その主なものは、東京支社移転に伴う内装工事及び設備の更新、テクニカルセンター、連結子会社である株式会社川野辺製作所での設備等の購入、WEB販売システムの刷新及び社内システムの購入費用などであります。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき新規の資金調達はありません。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承の状況

該当事項はありません。

#### (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、切削工具を主たる販売商品として対面販売による営業活動を行い、国内外の製造業者の生産性の向上に寄与することで事業を拡大してまいりました。今後の我が国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の規制緩和により経済活動には正常化が期待されるものの、新たにインフレ圧力の上昇、物価高騰、金利上昇など国内外の経済の減速傾向が長期化する可能性もあり、厳しい情勢が続くと思われまます。

このような環境の中、改めて経営の基本方針である「社会に貢献し、社会の発展に寄与してこそ本当の事業である」という考えのもと『ものづくりに携わるすべての人々に寄り添い、世界に「できる」を生み出す。』という当社の存在意義に立ち返り、以下の事項を当社グループの対処すべき課題として取組みを進めてまいります。

### ①商品力の強化

当社グループは、発注から納品までリードタイムを要する切削工具事業において、顧客への即時納品体制を重視し、商品の先行手配による早期在庫化や、国内市場で同業他社との競合がない、あるいは少ない商品を選定し代理店として販売するなど、販売商品の「幅」と「奥行き」の充実を基本的な方針としております。従って、同業他社との差別化を推し進めるために、今後もプロダクト・ミックスを重視した商品力の強化に取り組んでまいります。

加えて、カーボンニュートラルの実現に向けたトレンドが強まるなか、求められる事業の抜本的な変革に対し、いち早く対応するため環境に配慮した商品の選定とラインナップの拡充に取り組んでまいります。

### ②営業活動の効率化

対面販売を基本とする営業活動を少しでも効率化するため、インターネットを利用したWEB販売システム「Cominix On-Line」を構築しております。このシステムの登録ユーザーは、システムにログインすることで24時間いつでも取扱い商品の在庫状況と購入価格の確認ができ、発注することができます。

今後も、このシステムの利用率を高めることで、営業活動の効率性を高めてまいります。また、連結子会社においてeコマースサイト「さくさくEC」を展開し、効率的に新たなマーケットへの販路拡大を進めてまいります。



### ③社員教育

商社の競争力は社員の能力であるため、社員教育・人材への投資には力を入れており、豊富な商品知識をもとに「ものづくりに携わるすべての人々に寄り添える人材」であることが、他社との差別化・競争力の源泉と考えており、優秀な人材を育成することが当社の持続的な成長に繋がると考えております。当社では年間を通じて計画的に海外メーカーや専門研修機関による研修を実施するなど、成長を実現する人材育成の仕組みづくりに取り組み、テクニカルセンターを社員教育の場としても活用するなど今後も営業担当者のスキル向上に努めてまいります。

### ④海外市場への展開

国内製造業においては、日本経済の停滞や海外新興国の成長を受け、生産拠点の海外移転が進んでおります。当社グループとしては、海外展開を進める日系製造業の需要に対応するため、中国、東南アジア諸国、北米等への海外展開を積極的に進めております。国内販売で培った販売ノウハウや仕入先メーカーへの交渉力を使い、海外に現地法人を設立し、事業を進めてまいります。

### ⑤耐摩工具事業、光製品事業の育成

国内の切削工具の需要は、自動車市場が大きなウエイトを占めておりますが、我が国では2030年の次世代自動車普及目標を掲げ、EV車の普及促進に力を入れており、全世界的にもエンジン車からEV車への切り替えが進んでおります。EV化が進むと切削加工が減少し、切削工具の需要も減少する可能性があります。当社グループとしては、主力事業の切削工具販売以外の耐摩工具事業、光製品事業の育成も進めております。

### ⑥国内製缶業界以外の耐摩工具の販売先開拓

当社グループの耐摩工具事業においては、国内製缶業界向け製缶工具の販売割合が高い状況となっております。今後は、国内製缶工具の販売で培った技術力やノウハウを活かし、海外の製缶業界への販売及び、EV業界への販売など国内の製缶業界以外への販売を開拓し進めてまいります。

### ⑦切削工具卸売業界の再編に備えた財務体質強化

製造業の海外移転の加速により、国内市場の大きな成長が期待できなくなっており、当社グループの所属する業界は再編の動きが出る可能性があります。当社グループもシェア拡大を目指し、時にはM&Aにも備えて積極的に再編に動けるよう、総資産のうち十分な手元流動性を確保すると共に、資産効率性の改善を図りながら自己資本利益率を向上させ財務体質の強化を進めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第71期	2020年度 第72期	2021年度 第73期	2022年度 第74期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	23,318	20,994	26,929	28,853
営業利益 (百万円)	682	72	663	948
経常利益 (百万円)	634	121	781	1,054
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	356	295	888	742
1株当たり当期純利益 (円)	51.85	42.97	129.41	108.16
総資産 (百万円)	15,489	18,144	18,656	18,553
純資産 (百万円)	5,555	5,785	6,677	7,295
1株当たり純資産額 (円)	803.56	836.25	968.42	1,059.12

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第71期	2020年度 第72期	2021年度 第73期	2022年度 第74期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	18,565	16,012	18,785	19,752
営業利益 (百万円)	466	249	496	579
経常利益 (百万円)	548	389	690	596
当期純利益 (百万円)	320	313	827	424
1株当たり当期純利益 (円)	46.60	45.62	120.49	61.78
総資産 (百万円)	12,894	14,043	14,337	14,111
純資産 (百万円)	4,567	4,824	5,526	5,724
1株当たり純資産額 (円)	665.01	702.43	804.65	833.49

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中阪貿易(上海)有限公司	8百万中国元	100.0%	切削工具等の販売
COMINIX (THAILAND) CO., LTD.	6百万タイバツ	49.0%	切削工具等の販売
COMINIX (PHILIPPINES), INC.	19百万フィリピンペソ	100.0%	切削工具等の販売
PT. COMINIX INDONESIA	5,123百万インドネシアルピア	100.0%	切削工具等の販売
COMINIX VIETNAM CO., LTD.	4,162百万ベトナムドン	100.0%	切削工具等の販売
COMINIX INDIA PRIVATE LIMITED	146百万インドルピー	100.0%	切削工具等の販売
COMINIX MEXICO, S. A. DE C. V.	15,500千メキシコペソ	100.0%	切削工具等の販売
共榮機工株式会社	10百万円	100.0%	切削工具等の販売
COMINIX U. S. A., INC.	200千アメリカドル	100.0%	切削工具等の販売
COMINIX TRADING PHILIPPINES, INC.	10百万フィリピンペソ	100.0%	切削工具等の販売
さくさく株式会社	10百万円	100.0%	切削工具等の販売及びeコマース事業
COMINIX RUS LLC	15百万ロシアルーブル	100.0%	切削工具等の販売
大西機工株式会社	48百万円	100.0%	切削工具等の販売
株式会社東新商会	24百万円	100.0%	切削工具等の販売
株式会社澤永商店	14百万円	100.0%	切削工具等の販売
株式会社川野辺製作所	22百万円	100.0%	切削工具等の製造及び販売
KNB TOOLS OF AMERICA, INC.	150千アメリカドル	100.0%	切削工具等の製造及び販売
広州加茂川国際貿易有限公司	200千アメリカドル	100.0%	切削工具等の販売

## (11) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
切削工具事業	切削工具、保持工具、精密測定機器、工作機械等の販売
耐摩工具事業	製缶工具、耐摩工具の販売
海外事業	切削工具、製缶工具、耐摩工具、保持工具、精密測定機器、工作機械、鉱物資源等の海外販売
光製品事業	光学部品、光源装置、照明用光ファイバー等の販売
eコマース事業	eコマースサイトによる切削工具等の販売
その他	切削工具等の製造、切削工具等の販売

## (12) 企業集団の主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

## ①当 社

本社	大阪市中央区南本町一丁目8番14号
支社	東京（東京都品川区）
支店	北関東（太田市）、名古屋（名古屋市中区）、広島（広島市安佐南区）、福岡（福岡市博多区）
営業所	仙台（仙台市太白区）、長岡（長岡市）、水戸（水戸市）、埼玉（坂戸市）、横浜（横浜市神奈川区）、厚木（愛甲郡愛川町）、甲府（甲斐市）、金沢（金沢市）、浜松（浜松市南区）、岐阜（岐阜市）、三重（津市）、京都（長岡京市）、東大阪（東大阪市）、和歌山（和歌山市）、兵庫（加古川市）、岡山（岡山市北区）、福山（福山市）、呉（呉市）北九州（北九州市戸畑区）、
出張所	長野（上田市）、南九州（鹿児島市）、四国（高松市）
駐在事務所	モンゴル（ウランバートル）
ロジスティクスセンター	大阪（東大阪市）、北関東（邑楽郡大泉町）、名古屋（名古屋市昭和区）
テクニカルセンター	大阪（東大阪市）

②子会社

国内	共榮機工株式会社（東京都）
	さくさく株式会社（大阪府）
	大西機工株式会社（大阪府）
	株式会社東新商会（東京都）
	株式会社澤永商店（福岡県）
	株式会社川野辺製作所（東京都）
海外	中阪貿易(上海)有限公司（中国）
	COMINIX (THAILAND) CO., LTD.（タイ）
	COMINIX (PHILIPPINES), INC.（フィリピン）
	PT. COMINIX INDONESIA（インドネシア）
	COMINIX VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）
	COMINIX INDIA PRIVATE LIMITED（インド）
	COMINIX MEXICO, S. A. DE C. V.（メキシコ）
	COMINIX U. S. A., INC.（アメリカ）
	COMINIX TRADING PHILIPPINES, INC.（フィリピン）
	COMINIX RUS LLC（ロシア）
	KNB TOOLS OF AMERICA, INC.（アメリカ）
	広州加茂川国際貿易有限公司（中国）

### (13) 従業員の状況

#### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
切削工具事業	177	△9
耐摩工具事業	18	△2
海外事業	185	△4
光製品事業	9	△3
e コマース事業	5	2
その他事業	54	1
全社(共通)	34	1
合計	482	△14

- (注) 1 全社(共通)は、人事、総務、経営企画、経理等の管理部門の使用人であります。  
2 当連結会計年度より、事業区分を「切削工具事業」「耐摩工具事業」「海外事業」「光製品事業」「eコマース事業」「その他事業」に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。

#### ② 当社の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男子	139	△12	37.4	11.7
女子	56	1	36.8	11.2
合計又は平均	195	△11	37.2	11.6

#### (14) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	1,345
株式会社三井住友銀行	1,162
株式会社池田泉州銀行	397
株式会社日本政策金融公庫	378
株式会社関西みらい銀行	335
株式会社名古屋銀行	331
株式会社滋賀銀行	236
株式会社百十四銀行	190
日本生命保険相互会社	160
株式会社みずほ銀行	153

(注) 2023年3月期現在の借入残高が、150百万円以上の金融機関を記載しております。

#### (15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年4月14日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023年6月23日開催の第74期定時株主総会で承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨を決議しております。

また、当社は、2023年4月14日開催の取締役会において、経営体制の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数の上限を減少させるとともに、執行役員及び役付執行役員制度を導入する旨の決議をしております。

執行役員制度の導入日2023年6月23日

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 9,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,868,840株 |
| (3) 株主数      | 6,383名     |
| (4) 大株主      |            |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
林 祐介	871,200	12.6
C o m i n i x 従業員持株会	604,320	8.7
大阪ビジネスプランニング有限会社	492,000	7.1
柳川 修一	425,600	6.1
柳川 重昌	372,000	5.4
柳川 妙子	333,600	4.8
柳川 歩	247,050	3.5
宿 淳子	228,800	3.3
柳川 雄豊	211,850	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	211,800	3.0

(注) 持株比率は自己株式(335株)を控除して算出しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
柳川 重昌	代表取締役社長	株式会社東新商会代表取締役会長
田中 秀樹	専務取締役 海外事業部長	株式会社川野辺製作所代表取締役
澤口 典宏	常務取締役	さくさく株式会社代表取締役
林 祐介	常務取締役管理本部長 兼経営企画室長	
渡部 哲郎	取締役 第一営業本部長	
柳川 修一	取締役 第二営業本部長	中阪貿易(上海)有限公司董事長 広州加茂川国際貿易有限公司董事長
寺田 義博	取締役	
市川 直	取締役	
東 伸裕	常勤監査役	
明松 優	監査役	公認会計士
新井 信彦	監査役	東洋テック株式会社相談役

- 1 寺田義博氏及び市川直氏は、社外取締役であります。
- 2 明松優氏及び新井信彦氏は、社外監査役であります。
- 3 監査役明松優氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 取締役寺田義博氏、取締役市川直氏、監査役明松優氏及び監査役新井信彦氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役及び社外監査役との間において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第427条第1項に基づきその責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

#### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。ただし法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約は2023年8月1日に更新する予定であります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

当事業年度においても、基本方針、当社経営環境、他社水準、役位・職責等を踏まえ、取締役会(③の委任を受けた代表取締役社長)が審議を行い、当社方針に沿った構成で、役位・職責に応じた妥当的な水準であると判断したうえ、各取締役の報酬を決定しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容は、当社方針に沿うものであると判断しております。

また取締役(社外取締役を除く。)が退任時に支給する退職慰労金は、役位別報酬、在任年数及び在任中の功績等を踏まえて相当額の範囲で支給することを取締役に一任する旨の株主総会の決議を経た上で、個人別の支給額を取締役会で決定するものとしております。

3. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(社外取締役を除く。)の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するように、目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。

なお、当事業年度の当社における業績連動報酬に係る指標の予算の達成状況は次のとおりであります。

売上高	(予算)	20,000百万円	(実績)	19,752百万円	予算比	98.7%
経常利益	(予算)	731百万円	(実績)	596百万円	予算比	81.4%
当期純利益	(予算)	493百万円	(実績)	424百万円	予算比	86.0%

#### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会（③の委任を受けた代表取締役社長）は種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしており、報酬等の種類ごとの比率の目安は定めておりません。

なお、当社は、2022年11月15日付で、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会を設置しております。今後は、取締役の報酬については、同委員会への諮問を経て、取締役にて決定することといたします。

#### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬は2017年6月28日開催の株主総会で決議された年額250百万円（うち社外取締役30百万円）の範囲内において決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）です。また監査役報酬については、2005年5月25日開催の株主総会で決議された年額36百万円の範囲内にて決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

#### ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長柳川重昌がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役（社外取締役を除く。）の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分並びに退職慰労金の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

#### ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外 取締役)	183 (9)	139 (9)	30 (-)	- (-)	13 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	16 (7)	15 (7)	-	-	0 (-)	3 (2)

- (注) 1 取締役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第68期定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
- 2 監査役の報酬限度額は、2005年5月25日開催の第56期定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
- 3 退職慰労金は、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
- 4 上記のほか、2022年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し、33百万円を支給しております。

#### (6) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
監査役	新井 信彦	東洋テック株式会社	相談役	当社と東洋テック株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動状況

##### 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況等

氏名	地位	主な活動状況
寺田 義博	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、22回全てに出席し、主に出身分野である切削工具製造メーカーを通じて培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行い、重要な役割を果たしております。
市川 直	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、22回全てに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、適宜発言を行い、重要な役割を果たしております。
明松 優	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、22回全てに、また、監査役会には、22回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行い、重要な役割を果たしております。
新井 信彦	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、22回全てに、また、監査役会には、22回全てに出席し、長年にわたり企業経営に携わってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行い、重要な役割を果たしております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称  
有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務執行状況や監査報酬の算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、主に社内システムの導入支援業務についての対価を支払っております。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、中阪貿易（上海）有限公司、COMINIX (THAILAND) CO., LTD.、COMINIX (PHILIPPINES), INC.、PT. COMINIX INDONESIA、COMINIX VIETNAM CO., LTD.、COMINIX INDIA PRIVATE LIMITED、COMINIX MEXICO, S.A. DE C.V.、COMINIX U. S. A., INC.、COMINIX TRADING PHILIPPINES, INC.、及び広州加茂川国際貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(5) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を制定し、役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉えて業務遂行に当たるよう、経営会議等を通じ研修・指導しております。また、「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図りコンプライアンス経営の強化に努めております。

さらに、当社は健全な会社経営のため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また不当な要求に対しては毅然とした対応を取っております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び当社で定める「文書管理規程」に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録するとともに、適切に保存管理し、必要に応じて保存状況の検証を行っております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理方針」を制定し、緊急事態を予測あるいは予防するために、リスクの抽出及び特定、リスクの評価及び対策、リスクに関する教育、リスクの管理及び連絡体制などを整備しております。日々の業務におけるリスクの有無及びリスク管理方針の運用状況につき取締役会もしくは経営会議にて審議及び検討しております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の報告を行っております。

業務の運営については、中長期経営計画・各年度予算を策定し、取締役の担当職責を明確にして、具体的な目標設定・対策・立案のもと業務遂行しております。また、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により効率的な業務遂行を行っております。

#### ⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

グループ全体の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関連する規則や基準の定めに従い、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、これに基づき適切な業務の運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保しております。

#### ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社における業務の適正性を確保するため、「企業行動規範」を制定し、事業運営上、尊重・遵守していくべき事項の共有化に努めております。

グループ各社を管轄する担当役員は、各社の業績等について定期的に報告を受け、又は必要により当社と協議する体制を整えております。



当社グループ各社のリスクの有無を監査するため、内部監査室は監査において発見された損失の危険やコンプライアンス等に関する重要事項については、取締役会に報告するとともに改善施策等について指導監督しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現状においては補助すべき使用人は選任されておきませんが、監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と人数、体制、独立性に関する事項等を協議し、必要な措置を講じる旨を定めております。また、監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価については、あらかじめ監査役に相談し、意見を求める旨を定めております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に対して著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告します。監査役は、取締役会へ出席し重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握し、また主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を検証し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めています。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が取締役及び使用人からヒアリングを行う機会を適宜確保するとともに、代表取締役、内部監査室、監査法人との定期的な情報交換会を開催しております。また、監査の実施にあたり監査役が必要と認めるときは、公認会計士・弁護士・各種コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用し、監査業務に関する助言や支援を受ける機会を保障しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループが定めた「企業行動規範」「コンプライアンス規程」「内部通報規程」「反社会的勢力に対する基本方針」はグループ社内で周知されております。また、「コンプライアンス規程」にて定められたコンプライアンス委員会は毎月1回開催されており、運用については、適切であると認識しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

開催した取締役会の資料及び議事録等は、「文書管理規程」に基づきセキュリティが確保された場所で適切に保管しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループが定めた「リスク管理方針」には、リスクが顕在化し経営への影響が大きいと判断されるに至った場合を想定して、その対応手順等を「リスク（危機）管理規程」にて整備しており、適切に運用しております。また、リスク管理方針に基づいて、リスク評価を行い取締役会にて報告しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
社外取締役2名を含む取締役8名は、原則月1回開催される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めました。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行っております。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制  
内部監査室は、取締役会にて承認された「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する全体計画書」に基づいて財務報告の信頼性が確保されているかどうかを内部統制の観点から点検・検証し、開示すべき重要な不備が存在しないことを確認いたしました。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループでは、毎月経営会議を開催しており、当社の国内子会社担当役員及び海外事業担当役員から、月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図っております。また、内部監査室により各子会社の内部監査を実施しております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人は選任されませんでした。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制  
監査役は、取締役会、経営会議に出席し職務の執行状況及び稟議書など業務執行に関する重要な文書を確認しました。また、グループ会社の役員及び従業員は、監査役監査に積極的に協力し、監査以外の局面でも監査役が求める報告、書類・資料等は遅延なく提出しております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
社外監査役2名を含む監査役3名は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査いたしました。また、取締役会、その他の重要な会議に出席し、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認いたしました。



# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流動資産	15,180	流動負債	8,512
現金及び預金	2,717	支払手形及び買掛金	2,629
受取手形	858	電子記録債務	1,733
売掛金	4,359	短期借入金	2,326
電子記録債権	728	1年内返済予定の長期借入金	1,004
棚卸資産	6,073	1年内償還予定の社債	50
その他の	492	未払法人税等	59
貸倒引当金	△49	賞与引当金	183
固定資産	3,373	役員賞与引当金	35
有形固定資産	952	その他の	490
建物及び構築物	277	固定負債	2,745
土地	360	長期借入金	1,833
その他の	315	繰延税金負債	139
無形固定資産	454	役員退職慰労引当金	307
のれん	316	退職給付に係る負債	417
その他の	138	その他の	46
投資その他の資産	1,965	負債合計	11,258
投資有価証券	929	( 純 資 産 の 部 )	
繰延税金資産	196	株主資本	6,999
その他の	876	資本金	350
貸倒引当金	△36	資本剰余金	330
資産合計	18,553	利益剰余金	6,319
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	274
		その他有価証券評価差額金	75
		為替換算調整勘定	199
		非支配株主持分	20
		純資産合計	7,295
		負債純資産合計	18,553

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		28,853
売上原価		22,556
売上総利益		6,297
販売費及び一般管理費		5,349
営業利益		948
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	30	
仕入割引	24	
為替差益	39	
補助金収入	16	
保険解約返戻金	11	
その他	61	186
営業外費用		
支払利息	40	
売上債権売却損	11	
その他	28	79
経常利益		1,054
特別利益		
固定資産売却益	4	
保険解約返戻金	71	75
特別損失		
減損損失	29	29
税金等調整前当期純利益		1,101
法人税、住民税及び事業税	324	
法人税等調整額	40	364
当期純利益		736
非支配株主に帰属する当期純損失		6
親会社株主に帰属する当期純利益		742

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 金 剰 余 金	自 己 式 株	株主資本合計
当期首残高	350	330	5,810	△0	6,490
当期変動額					
剰余金の配当			△233		△233
親会社株主に帰属する当期純利益			742		742
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	509	－	509
当期末残高	350	330	6,319	△0	6,999

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 分 持	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	76	85	161	25	6,677
当期変動額					
剰余金の配当					△233
親会社株主に帰属する当期純利益					742
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	114	113	△5	108
当期変動額合計	△0	114	113	△5	617
当期末残高	75	199	274	20	7,295

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1 連結の範囲に関する事項

#### ①連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 18社

連結子会社の名称

(海外)

中阪貿易(上海)有限公司

COMINIX (THAILAND) CO., LTD.

COMINIX (PHILIPPINES), INC.

PT. COMINIX INDONESIA

COMINIX VIETNAM CO., LTD.

COMINIX INDIA PRIVATE LIMITED

COMINIX MEXICO, S. A. DE C. V.

COMINIX U. S. A., INC.

COMINIX TRADING PHILIPPINES, INC.

COMINIX RUS LLC

KNB TOOLS OF AMERICA, INC.

広州加茂川国際貿易有限公司

(国内)

共榮機工株式会社

さくさく株式会社

大西機工株式会社

株式会社東新商会

株式会社澤永商店

株式会社川野辺製作所

### 2 連結子会社の事業年度等に関する事項

会社名	決算日
中阪貿易(上海)有限公司 COMINIX (THAILAND) CO., LTD. COMINIX (PHILIPPINES), INC. PT. COMINIX INDONESIA COMINIX VIETNAM CO., LTD. COMINIX MEXICO, S. A. DE C. V. COMINIX U. S. A., INC. COMINIX TRADING PHILIPPINES, INC. COMINIX RUS LLC 株式会社川野辺製作所 KNB TOOLS OF AMERICA, INC. 広州加茂川国際貿易有限公司	12月31日
大西機工株式会社 株式会社澤永商店 株式会社東新商会	2月28日

(注) 連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 3 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

製品、仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### ③デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社については定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

在外連結子会社については定額法によっております。

##### ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

##### ③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

#### ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規則に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内及び海外における商品の販売、各種製品の製造及び販売、サービスの提供等を主な事業としております。

商品又は製品の販売は、顧客にこれらを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売は、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売は、主にインコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

また、当該収益については、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

なお、顧客との契約における当社の履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、従来総額で計上していた顧客への売上高とこれに対応する売上原価を相殺し、純額で収益を計上することとしております。

#### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

#### (6) のれんの償却方法及び償却期間

発生原因に応じ、5年～10年間で均等償却することとしております。

#### (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### ①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、当連結会計年度末における退職給付債務の算定にあたっては、自己都合退職による当連結会計年度末要支給額を退職給付債務とする方法(簡便法)によって計上しております。

##### ②重要なヘッジ会計の方法

###### イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

###### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

###### ハ. ヘッジ方針

金利変動リスクを回避することを目的として、金利スワップ取引を行っております。

###### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしており、連結決算日における有効性の評価を省略していません。

(会計上の見積りに関する注記)

### 1. 切削工具事業に係る商品の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表上の棚卸資産6,073百万円のうち、当社の切削工具事業に係る商品は2,569百万円であります。また、当連結会計年度の商品評価損89百万円のうち、当社の同事業に係る商品評価損は84百万円であります。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

切削工具事業において、同業他社との差別化を推し進めるために、多品種の商品ラインナップを調達し保管しております。そのため、顧客側の需要の影響により、同事業における商品の一部は最終的に販売されず（滞留品）、一定期間経過後に廃棄処分しております。

ここで、商品が最終的に廃棄処分される確率と滞留期間との間には、過去の販売状況から、一定の相関関係がみられると仮定し、滞留期間（1年毎）に対応した廃棄見込率を見積っております。そして、商品の評価においては、当該廃棄見込率を使用し、簿価切り下げを行っております。

マネジメントは、商品の評価において使用した将来の廃棄見込率は、過去の販売状況に基づいたものであり、合理的であると考えております。しかしながら、将来、予測不能なビジネスの前提条件が変化し、今後の販売状況に大きく影響することで、実際の廃棄率が見込よりも悪化した場合、翌連結会計年度の商品評価損に影響する可能性があります。

### 2. のれんの評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表上ののれんは316百万円であります。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により発生したのれんについては、超過収益力の評価に基づき減損の要否を判定しており、少なくとも1年に一回の見直しを行っております。この評価に用いられる将来キャッシュ・フローの予測は主として、事業計画の見積りを基礎としておりますが、当該事業計画の策定においては、過去の実績や市場環境を踏まえた売上成長率及び粗利率の予測、割引率といった仮定を用いております。しかしながら、予測不能な事業環境の変化により各種仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度ののれんの評価に影響する可能性があります。

### 3. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表上の繰延税金資産は196百万円であります。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、主として、翌期以降の課税所得を見積っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び債務

担保に供している資産

定期預金	27百万円
建物及び構築物	129百万円
土地	239百万円
投資有価証券	136百万円
その他（投資その他の資産）	85百万円

合計 618百万円

担保に係る債務

支払手形及び買掛金	197百万円
電子記録債務	36百万円
短期借入金	777百万円
1年内返済予定の長期借入金	279百万円
長期借入金	733百万円

合計 2,023百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,416百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	6,868,840	—	—	6,868,840

2. 自己株式の数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	335	—	—	335

3. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	144	21.00	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月2日 取締役会	普通株式	89	13.00	2022年9月30日	2022年12月1日



② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	137	利益剰余金	20.00	2023年3月31日	2023年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針です。デリバティブは、金利変動リスク及び外貨建の買掛金の為替変動リスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の経理規程等及び与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、その全てが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、適宜デリバティブ取引（通貨スワップ取引）を利用し、リスクを軽減することとしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、うち1年超の支払期日の長期借入金については支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るため適宜金利スワップを利用しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行うこととしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項、②重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「市場価格のない株式等」は、次表には含めておりません（\*3）を参照ください。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
投資有価証券			
その他有価証券	927	927	—
資産計	927	927	—
長期借入金（1年内返済予定含む）	(2,837)	(2,827)	△9
負債計	(2,837)	(2,827)	△9

(\*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(\*2) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*3) 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	927	—	—	927
資産計	927	—	—	927

## (2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定含む）	—	2,827	—	2,827
負債計	—	2,827	—	2,827

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金（1年内返済予定含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価分類にしております。

## (収益認識に関する注記)

## 1. 収益の分解

当社グループが営んでいる事業及び、各事業において当連結会計年度に認識した収益はそれぞれ以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度の売上高	各事業の主な財又はサービスの種類
切削工具事業	16,499百万円	国内向け切削工具、保持工具、精密測定機器、工作機械等の販売
耐摩工具事業	2,571百万円	国内向け製缶工具、耐摩工具の販売
海外事業	7,345百万円	海外向け切削工具、耐摩工具、保持工具、精密測定機器、工作機械、鉱物資源等の販売
光製品事業	1,728百万円	光学部品、光源装置、照明用光ファイバー等の販売
eコマース事業	25百万円	eコマースサイトによる切削工具等の販売
その他事業	683百万円	切削工具等の製造、切削工具等の販売

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,033
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,946
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	43
契約負債（期末残高）	24

(注) 契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(1) 株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1,059円12銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 108円16銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

金額表示単位の変更

当連結会計年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流動資産	9,632	流動負債	6,738
現金及び預金	506	支払手形	147
受取手形	492	買掛金	1,433
売掛金	3,241	電子記録債務	1,733
電子記録債権	564	短期借入金	2,124
商品	3,803	1年内返済予定の長期借入金	827
短期貸付金	736	未払費用	99
未収入金	167	未払法人税等	16
その他	170	賞与引当金	164
貸倒引当金	△49	役員賞与引当金	30
固定資産	4,478	その他	162
有形固定資産	396	固定負債	1,647
建物	108	長期借入金	1,165
構築物	0	退職給付引当金	278
機械及び装置	27	役員退職慰労引当金	193
車両運搬具	2	その他	10
工具、器具及び備品	93	負債合計	8,386
土地	160	( 純 資 産 の 部 )	
建設仮勘定	3	株主資本	5,688
無形固定資産	160	資本金	350
ソフトウェア	97	資本剰余金	330
のれん	53	資本準備金	330
その他	9	利益剰余金	5,008
投資その他の資産	3,922	利益準備金	7
投資有価証券	218	その他利益剰余金	5,001
関係会社株式及び出資金	1,988	別途積立金	2,000
長期貸付金	1,302	繰越利益剰余金	3,001
繰延税金資産	313	自己株式	△0
保険積立金	270	評価・換算差額等	36
その他	360	その他有価証券評価差額金	36
貸倒引当金	△531	純資産合計	5,724
資産合計	14,111	負債純資産合計	14,111

# 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		19,752
売上原価		15,848
売上総利益		3,903
販売費及び一般管理費		3,323
営業利益		579
営業外収益		
受取利息及び配当金	142	
仕入割引	20	
その他	9	173
営業外費用		
支払利息	33	
貸倒引当金繰入額	97	
為替差損	12	
売上債権売却損	10	
その他	1	156
経常利益		596
特別利益		
保険解約戻戻金	71	71
特別損失		
関係会社株式評価損	0	
固定資産除却損	3	3
税引前当期純利益		663
法人税、住民税及び事業税	214	
法人税等調整額	24	239
当期純利益		424

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	350	330	7	2,000	2,810	△0	5,497	
当期変動額								
剰余金の配当					△233		△233	
当期純利益					424		424	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	190	—	190	
当期末残高	350	330	7	2,000	3,001	△0	5,688	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	28	28	5,526
当期変動額			
剰余金の配当			△233
当期純利益			424
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7	7	7
当期変動額合計	7	7	198
当期末残高	36	36	5,724

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
- 2 デリバティブ取引により生ずる債権及び債務  
時価法
- 3 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商品  
移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 4 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法によっております。  
但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～41年
構築物	10～20年
機械及び装置	10年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	3～20年
  - (2) 無形固定資産  
定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- 5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。



## 6 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき計上しております。なお、当事業年度末における退職給付債務の算定にあたっては、自己都合退職による当事業年度末要支給額を退職給付債務とする方法(簡便法)によって計上しております。

### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規則に基づく期末要支給額を計上しております。

## 7 収益及び費用の計上基準

当社は、国内及び海外における商品の販売を主な事業としております。

商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売は、主にインコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

また、当該収益については、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

なお、顧客との契約における当社の履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、従来総額で計上していた顧客への売上高とこれに対応する売上原価を相殺し、純額で収益を計上することとしております。

## 8 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 重要なヘッジ会計の方法

#### イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

#### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

#### ハ. ヘッジ方針

金利変動リスクを回避することを目的として、金利スワップ取引を行っております。

#### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしており、決算日における有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 切削工具事業に係る商品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表上の商品3,803百万円のうち、切削工具事業に係る商品は2,569百万円であります。また、当事業年度の同事業に係る商品評価損は84百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記1-(2)」に記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表上の関係会社株式及び出資金1,988百万円、関係会社に対する長期貸付金1,302百万円であります。また、当事業年度の関係会社株式に係る評価損を0百万円、貸倒引当金繰入額(純額)97百万円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の減損処理の要否を検討するにあたり、取得原価と超過収益力等を反映した実質価額を比較しております。当該実質価額に含まれる超過収益力の評価については、連結貸借対照表に計上されているのれんと同様、事業計画及び将来キャッシュ・フローの予測に売上成長率及び粗利率の予測、割引率といった仮定を用いております。しかしながら、予測不能な事業環境の変化が各種仮定に不利な影響を及ぼす可能性があります。

また、債務超過など財政状態が著しく悪化した関係会社に対する貸付金については、関係会社の純資産額を基礎として個別に回収不能見込額の見積もりを行い貸倒引当金を計上しております。したがって、関係会社の財政状態が悪化した場合には、新たな貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表上の繰延税金資産は313百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記3-(2)」に記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び債務

担保に供している資産

建物	12百万円
土地	75百万円
投資有価証券	74百万円
その他（投資その他の資産）	14百万円

---

合計 175百万円

担保に係る債務

買掛金	134百万円
電子記録債務	36百万円
短期借入金	727百万円
1年内返済予定の長期借入金	236百万円
長期借入金	381百万円

---

合計 1,516百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

401百万円

3. 保証債務

下記の子会社の取引先からの債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

共榮機工株式会社 15百万円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	1,371百万円
長期金銭債権	1,302百万円
短期金銭債務	20百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

売上高	1,791百万円
仕入高	137百万円
営業取引以外の取引高	136百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 335株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の主な内訳は、商品評価損152百万円、賞与引当金50百万円及び退職給付引当金85百万円であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	PT. COMINIX INDONESIA	直接 95% 間接 5%	役員の兼任 商品の販売 資金の貸付	利息の受取	2	長期貸付金 注2	140
子会社	COMINIX (PHILIPPINES), INC.	直接 100%	役員の兼任 商品の販売 資金の貸付	利息の受取	4	長期貸付金 注2	146
子会社	COMINIX VIETNAM CO., LTD.	直接 100%	役員の兼任 商品の販売 資金の貸付	利息の受取	1	長期貸付金 注2	200
子会社	COMINIX U. S. A., INC.	直接 100%	役員の兼任 商品の販売 資金の貸付	資金の返済 利息の受取	127 0	長期貸付金	-
子会社	COMINIX RUS LLC	直接 100%	役員の兼任 商品の販売 資金の貸付	資金の返済 利息の受取	10 0	長期貸付金 注2	16
子会社	さくさく株式会社	直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	120 2	長期貸付金 注2	550
子会社	大西機工株式会社	直接 100%	役員の兼任 商品の販売 資金の貸付	資金の返済 利息の受取	20 1	長期貸付金	169
子会社	株式会社東新商会	直接 100%	役員の兼任 商品の販売 資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	50 5	短期貸付金	600

(注) 1 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 連結子会社への貸付金のうち、貸倒懸念債権に対し、合計493百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計97百万円の貸倒引当金繰入額（純額）を計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	833円49銭
2. 1株当たり当期純利益金額	61円78銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(その他の注記)

金額表示単位の変更

当事業年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社C o m i n i x  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉	一史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田	剛士

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C o m i n i xの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C o m i n i x及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社C o m i n i x  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉	一史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田	剛士

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C o m i n i xの2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社 C o m i n i x

常勤監査役 東 伸 裕 ㊞

監 査 役 (社外) 明 松 優 ㊞

監 査 役 (社外) 新 井 信 彦 ㊞

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用いたうえで決定しております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金 20円00銭 総額 137,370,100円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月26日

以上により、中間配当金13円を含めた当期の年間配当金は、1株につき合計33円となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### (1) 提案の理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。また、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を設けるとともに、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員の範囲を変更するものであります。なお、現行定款第29条の2の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。加えて、役付執行役員制の導入に伴い、経営体制の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数の上限を減少させるとともに、執行役員及び役付執行役員に関する規定を追加するものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第2章 株式	第2章 株式
(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。  (株式取扱規程) 第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議、又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって選定し、</u> 公告する。  (株式取扱規程) 第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、 <u>取締役会、又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> において定める株式取扱規程による。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長</u>が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>が招集する。但し、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長</u>となる。<u>但し、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長</u>となる。</p>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11名以内</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>9名以内</u>とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、又は補欠として選任された取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u>の中から取締役会長を定めることができる。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって<u>執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、執行役員の中から、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員を定めることができる。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役会は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役会は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>



(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、退職慰労金及び賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第29条の2 (新設)</p> <p>当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、退職慰労金及び賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当会社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員及び監査等委員会
<p>(監査役員の員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の選任方法)</u>	(削除)
第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>	
2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)
第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	
2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
3. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤監査役)</u>	(削除)
第33条 <u>監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<u>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
(監査役会の決議の方法)	(削除)
第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役会議事録)	(削除)
第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削除)
(監査役会規程)	(削除)
第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
(監査役の報酬等)	(削除)
第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(社外監査役の責任免除)	(削除)
第39条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>	(削除)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>



第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（8名）は本総会の終結の時をもって任期満了となり、うち社外取締役寺田義博氏については、取締役を退任いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	やながわ しげまさ 柳川 重昌 (1947年3月10日生)	1969年4月 当社入社 1985年4月 当社取締役営業部長 1994年3月 当社専務取締役 2003年4月 当社代表取締役社長（現任） 2006年3月 中阪貿易（上海）有限公司董事長 2020年9月 株式会社東新商会代表取締役会長 （現任）	372,000株
2	やながわ しゅういち 柳川 修一 (1978年11月3日生)	2001年4月 当社入社 2016年2月 中阪貿易（上海）有限公司 広州分公司営業部長 2018年2月 中阪貿易（上海）有限公司 総経理 2021年4月 当社執行役員 兼中阪貿易（上海）有限公司 総経理 2022年6月 当社取締役第二営業本部長 兼 中阪貿易（上海）有限公司董事長兼 広州加茂川国際貿易有限公司 董事長 （現任）	425,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
3	たなか ひでき 田中 秀樹 (1964年11月11日生)	1987年4月 当社入社 2006年4月 当社海外部長兼西日本第二営業部長 2007年5月 当社取締役海外部長 2017年6月 当社常務取締役海外事業部長 2020年6月 当社専務取締役第二営業本部長 2020年12月 株式会社川野辺製作所代表取締役 (現任) 2021年4月 当社専務取締役第二営業本部長 兼海 外事業部長 2022年4月 当社専務取締役海外事業部長 (現任)	21,300株
4	さわぐち のりひろ 澤口 典宏 (1967年6月28日生)	1991年4月 当社入社 2009年4月 当社海外部 中阪貿易(上海)有限 公司 総経理 2014年2月 当社第二営業本部 副本部長 2015年6月 当社取締役業務部長 2020年3月 さくさく株式会社代表取締役(現任) 2020年6月 当社常務取締役業務部長 2022年4月 当社常務取締役(現任)	14,704株
5	はやし ゆうすけ 林 祐介 (1978年3月23日生)	2002年4月 当社入社 2016年6月 当社取締役経理部長 2016年10月 当社取締役管理本部長 兼経理部長 2020年4月 当社取締役管理本部長 2022年6月 当社常務取締役管理本部長 兼経営企 画室長(現任)	871,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	わたなべ てつろう 渡部 哲郎 (1967年 8 月22日生)	1990年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社西部第一営業部長 2015年 4 月 当社第一営業副本部長 兼西部第一営業部長 2016年 9 月 当社第一営業本部長 2017年 6 月 当社取締役第一営業本部長 (現任)	7,322株
7	いちかわ ただし 市川 直 (1946年 7 月13日生)	1969年 4 月 株式会社椿本チェーン入社 2001年 6 月 同 取締役 2011年 6 月 同 代表取締役専務執行役員 2015年 6 月 同 特別顧問 2016年 6 月 同 退任 2016年 6 月 当社取締役 (現任)	0株
8 ※	もり つねのり 森 常德 (1952年 7 月13日生)	1973年 4 月 三菱電機株式会社 入社 2008年 4 月 同 冷熱システム製作所副所長兼製造管理部長 2012年 4 月 三菱電機冷熱応用システム株式会社 代表取締役社長 2017年 4 月 同 相談役 2018年 3 月 同 退任 2018年 5 月 三菱電機株式会社 冷熱システム製作所所長室 入社 2022年 5 月 同 退任	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者柳川重昌氏は、2003年より当社代表取締役社長に就任し、子会社の中阪貿易(上海)有限公司董事長も兼務するなど豊富な経営経験を有しております。また、2020年9月に子会社化した株式会社東新商会の代表取締役会長も兼務しており、これらを当社の経営に活かすことが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。
4. 取締役候補者柳川修一氏は、第二営業本部長として営業部門を統括しており、子会社の広州加茂川国際貿易有限公司董事長も兼務しており、国内・海外の切削工具事業の豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらを当社の経営に活かすことが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。



5. 取締役候補者田中秀樹氏は、海外事業部長として海外の営業部門を統括しており、過去には第二営業本部長等も経験しております。また、2020年12月に子会社化した株式会社川野辺製作所の代表取締役も兼務しております。これらの豊富な業務経験と高い知見を当社の経営に活かすことが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。
6. 取締役候補者澤口典宏氏は、業務管理部及び営業業務部担当として業務部門を統括しており、過去には中阪貿易（上海）有限公司総経理や第二営業本部副本部長等も経験しております。また、子会社のさくさく株式会社の代表取締役も兼務しております。これらの豊富な業務経験と高い知見を当社の経営に活かすことが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。
7. 取締役候補者林祐介氏は、管理本部長として管理部門を統括しており、経営管理の豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらを当社の経営に活かすことが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。
8. 取締役候補者渡部哲郎氏は、第一営業本部長として営業部門を統括しており、切削工具事業の豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらを当社の経営に活かすことが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。
9. 取締役候補者市川直氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。
10. 取締役候補者森常德氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。
11. 取締役候補者市川直氏及び森常德氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は市川直氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、森常德氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定する予定であります。
12. 取締役候補者市川直氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、森常德氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
  - ・社外取締役がその任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
13. 当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者になります。当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または

当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。ただし法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約は2023年8月1日に更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1 ※	あずま のぶひろ 東 伸裕 (1961年5月5日生)	1986年4月 当社入社 2004年9月 光システム営業部長 2010年6月 取締役光システム営業部長兼大阪光システム営業課長 2017年4月 光システム営業部 新規開発グループ担当部長 2020年6月 当社監査役(現任)	5,815株
2 ※	かがり ゆたか 明松 優 (1953年8月11日生)	1984年8月 公認会計士登録 1985年8月 税理士登録 1986年7月 明松優公認会計士事務所開設(現任) 2003年11月 株式会社カワサキ社外監査役 (現社外取締役(監査等委員)) 2010年6月 当社監査役(現任)	6,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3 ※	あらいのぶひこ 新井 信彦 (1946年11月3日生)	1970年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 1999年6月 同取締役香港支店長 2003年6月 りそな信託銀行株式会社代表取締役社長兼執行役員 2005年6月 株式会社りそなホールディングス執行役員 2006年6月 東洋テック株式会社代表取締役社長 2008年9月 大鵬薬品工業株式会社監査役 2016年6月 共英製鋼株式会社取締役 2017年6月 東洋テック株式会社相談役（現任） 2018年6月 当社監査役（現任）	0株

(注) ※は新任の取締役候補者であります。

- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 取締役候補者東伸裕氏は、過去に当社の光システム営業部における業務実績と当社取締役としての豊富な経営経験を有しており、当社における監査役としての実績を踏まえ、引き続き、これらの豊富な経営経験や、高い知見を活かし業務執行を実効的に監査することが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は2020年6月から本定時株主総会の終結までの3年の間、当社の監査役でありました。
- 取締役候補者明松優氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高度な専門的知見を有しており、当社における社外監査役としての実績を踏まえ、引き続き、当社の経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただけることが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は2010年に社外監査役就任後は、独立した立場で当社の経営判断強化に貢献しており、監査等委員である社外取締役にふさわしいと判断していることから、候補者としております。
- 取締役候補者新井信彦氏は、長年にわたり企業経営に携わり、企業経営、財務及び会計に精通されていることから、当社における社外監査役としての実績を踏まえ、引き続き、その経験を活かし経営の透明性と客観性のため適切な助言をいただけることが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は2018年に社外監査役就任後は、独立した立場で当社の経営判断強化に貢献しており、監査等委員である社外取締役にふさわしいと判断していることから、候補者としております。
- 取締役候補者明松優氏及び新井信彦氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は明松優氏及び新井信彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員に指定する予定であります。
- 取締役候補者明松優氏及び新井信彦氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に

発揮できるよう当社は両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役がその任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者になります。
- 当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。ただし法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- なお、当該保険契約は2023年8月1日に更新する予定であります。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は前任者の残存任期とします。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

また、本決議の効力は決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
しょおじ ひろうみ 塩路 広海 (1957年1月28日生)	1987年4月 大阪弁護士会登録 1991年4月 塩路法律事務所開設 2009年4月 2009年度大阪弁護士会副会長 2022年1月 弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社立花エレクトック 社外取締役（監査等委員）（現任） 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役（現任）	0株

- (注) 1. 当社は候補者が代表を務める法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、顧問料の額は僅少であり、独立性に影響を与えるものではありません。
2. 補欠取締役候補者塩路広海氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 塩路広海氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、独立した立場で、法的観点から当社の取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと判断していることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。
4. 塩路広海氏は社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出る予定であります。
5. 塩路広海氏が取締役就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を会社法第425条第1項の最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、取締役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者になります。
- 当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。ただし法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- なお、当該保険契約は2023年8月1日に更新する予定であります。



#### 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、2017年6月28日開催の株主総会において、年額250百万円（うち社外取締役30百万円）の範囲内においてご承認をいただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額260百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）といたしたく存じます。

現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は2名）となります。

当社は、取締役会決議に基づき取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、この決定方針は、事業報告「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。本議案は、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）のこれまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案したものであり、上記決定方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2005年5月25日開催の第56期定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額36百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員の員数は3名となります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

## 【ご参考】取締役会役員（予定）のスキルマトリクス

当社が取締役に期待する主な専門性・知見を示します。

氏名	地位	経験・知見・専門性等							
		企業経営	営業・ マーケティング	IT・ テクノロジー	人材・ 組織	財務・ 会計	法務・ リスク	グローバル・ 国際	サステナ ビリティ
柳川 重昌	代表取締役会長	○	○		○			○	○
柳川 修一	代表取締役 社長執行役員	○	○					○	
田中 秀樹	取締役 専務執行役員	○	○					○	
澤口 典宏	取締役 常務執行役員	○	○	○				○	
林 祐介	取締役 常務執行役員			○	○	○	○		○
渡部 哲郎	取締役 上席執行役員	○	○					○	
市川 直	社外取締役	○	○		○			○	
森 常德	社外取締役	○	○		○		○		
東 伸裕	取締役 監査等委員		○	○					
明松 優	社外取締役 監査等委員	○				○	○		
新井 信彦	社外取締役 監査等委員	○	○		○	○	○	○	

(注) 地位は第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された後の取締役会及び監査等委員会をもって正式に決定する予定であります。



## 株主総会会場ご案内図

### 会場

KKRホテル大阪（3階 銀河の間）

大阪府大阪市中央区馬場町2番24号

Tel 06-6941-1122

### 交通

J R 環状線	森ノ宮駅	北出口より西へ徒歩10分
大阪メトロ中央線・ 長堀鶴見緑地線	森ノ宮駅	7番B出口より西へ徒歩10分
大阪メトロ中央線・ 谷町線	谷町四丁目駅	9番出口より東へ徒歩10分

※ 駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。

※ 昨今の状況及び株主様全体の公平性の観点から、ご来場株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

